**自立支援教育訓練給付金のご案内**

**◆目　的**

　ひとり親家庭の母または父に対し、各種教育訓練講座の受講料の一部を補助することにより、主体的な能力開発の取組みを支援し、もってひとり親家庭の経済的な自立促進を目的とする。

**◆対象者**

山鹿市に住所を有し、２０歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父であって、次の各号のいずれにも該当する方

１　母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること。

２　就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から、教育訓練を

受講することが母子家庭または父子家庭の自立促進につながると認められ

ること。

３　過去に、この自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

**◆対象となる講座**

１　雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座

２　雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座

３　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※３の場合、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

※対象講座はインターネットで検索することができます。

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/

**◆支給額**

①　対象講座の受講のために本人が支払った費用の60％（上限200,000円）

に相当する額。ただし、その60％に相当する額が12,000円を超えない

場合、訓練給付金は支給しない。

また、雇用保険制度から支給される教育訓練給付金を受給できる場合は、そ

の差額分のみを支給します。

※専門実践教育訓給付金の対象講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）の

　場合、支給額の上限は４０万円×修学年数（最大１６０万円）です。

②　受講修了後１年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の２５％相当額を追加支給します。（上限200,000円）

**◆事前相談の実施**

給付金を受けるには、受講前に教育訓練講座指定を受けておくことが必要と

なります。受講希望される場合は、事前(１ヶ月前)に子ども課（児童家庭係）へご相談ください。

**◆手続きの順序**

①事前相談（受講開始の1ヶ月前）

②講座指定申請（子ども課へ）

③講座指定通知（子ども課から本人へ通知）

④受講開始～受講修了

⑤給付金支給申請（受講終了後３０日以内に子ども課へ）

⑥給付金支給決定通知（子ども課から本人へ通知）

⑦給付金振込み

**◆申請に必要なもの**

①　講座指定申請の場合

・公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ）発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」

※あれば、受講講座のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等をご持参ください。

②　給付金支給申請の場合

・講座指定通知書（子ども課から送付された通知）

　　・教育訓練修了証明書

　　・支払った費用の領収書

・給付金振込口座の通帳（申請者名義のもの）

・印鑑（認め印）

**お問い合わせ先（市担当窓口）**

山鹿市役所　子ども課

　　　　　　児童家庭係

ＴＥＬ　０９６８－４３－１５１４